

7 公害等調整委員会

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」(平成17年3月22日)及び1年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象として政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、実績評価方式及び事業評価方式により評価が行われている。

(注) 評価書は、公害等調整委員会ホームページで公表されている。

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 2件

2件のうち1件は、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 1件

効果の把握の方法は特定されているものの、得ようとする効果及び事後的検証を行う時期については特定されていない。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていないものについては、数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、得ようとする効果を具体的に特定することや、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」（平成 17 年 3 月 22 日）及び 1 年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、公害等調整委員会において実施する政策評価の評価方式は、政策の特性等に応じ、同委員会の主要な政策について、実績評価方式を基本としつつ、適切な方式を用いるものとされている。

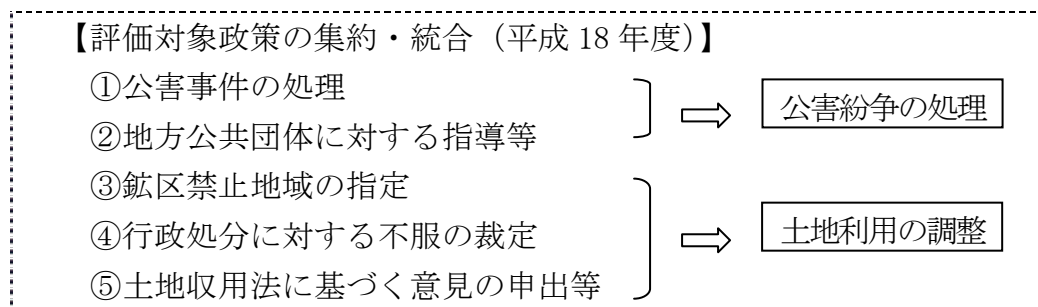
また、事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。一方、事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

公害等調整委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務としている。すなわち、「公害紛争の処理」及び「土地利用の調整」が同委員会の二大任務となっている。

この公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策を対象として、図表Ⅱ－7－①のとおり、実績評価方式による評価が行われている。

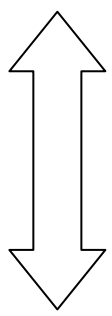
評価対象とする政策は、平成 17 年度までは 5 政策であったが、18 年度からは、次のとおり、公害等調整委員会の二大任務に対応した 2 政策に集約・統合されている。



また、事前評価については、前述のとおり、基本計画において、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行う旨が定められているものの、図表Ⅱ－7－①のとおり、平成 19 年度までは実績がなく、20 年度に初めて 1 件実施された。

図表Ⅱ－7－①

公害等調整委員会における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：身近で効率的な公害紛争処理 実施状況：平成 20 年 8 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：①公害紛争の処理 ②土地利用の調整 実施状況： 平成 15 年 7 月 5 件 16 年 8 月 5 件 17 年 7 月 5 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 20 年 8 月 2 件</p> </div>
			
<p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の取組は、実績評価方式による評価が中心 ○ 事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。 ○ 事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。 			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 2 件を審査の対象とした。

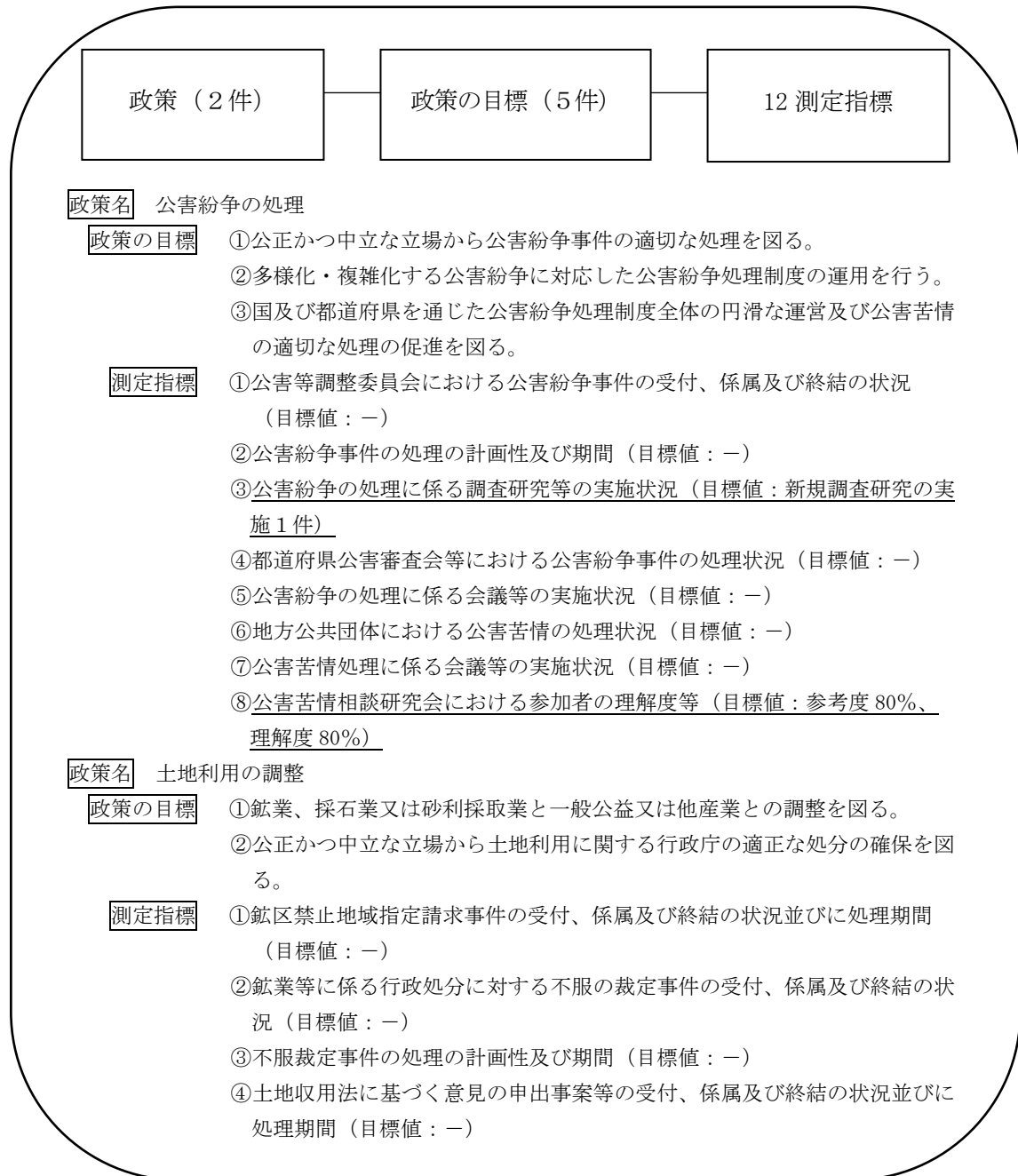
(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる 2 政策について、図表Ⅱ－7－②のとおり、政策の目標が設定され、その下に測定指標が設定されている。「公害紛争の処理」には 8 測定指標、「土地利用の調整」には 4 測定指標、2 政策で計 12 測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により目標の達成度合いや進ちょく状況が測定され、その結果に基づき政策単位で行われている。

なお、「公害紛争の処理」に設定されている測定指標「公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況」について、これまでは目標値が設定されていなかったが、今回目標値として「新規調査研究の実施 1 件」が新たに設定された。

図表Ⅱ－7－② 公害等調整委員会における実績評価方式による
評価の基本構造



（注）公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。

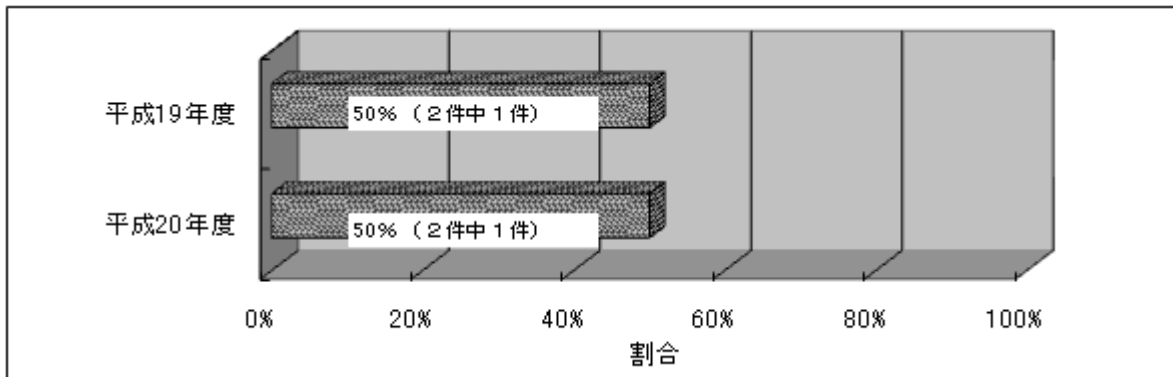
（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－7－③のとおり、平成19年度と同じ50.0%（2件中1件）である。具体的には、図表Ⅱ－7－②のとおり、「公害紛争の処理」については、測定指標「公

害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況」（目標値：新規調査研究の実施1件）及び「公害苦情相談研究会における参加者の理解度等」（目標値：参考度80%、理解度80%）が設定されており、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものの、「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない。

図表Ⅱ－7－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された1件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

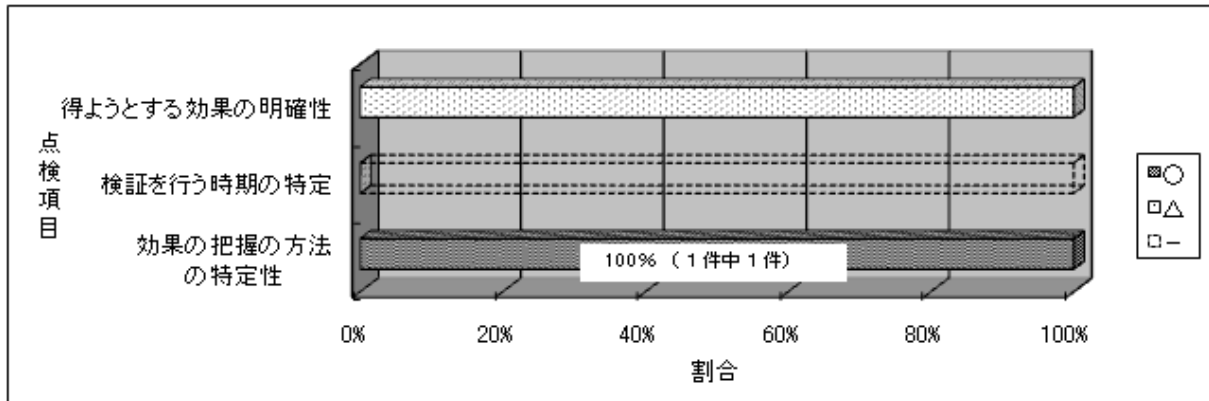
しかしながら、図表Ⅱ－7－④のとおり、得ようとする効果について、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や

手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

しかしながら、図表Ⅱ－７－④のとおり、政策の効果の把握の方法は特定されているものの、事後的検証を行う時期については特定されていない。

図表Ⅱ－７－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「-」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。

① 「公害紛争の処理」については、更に測定指標について目標値を設定する余地がないか検討が必要である。

② 「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を事業評価方式により実施する場合には、①どのような効果が

発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことや、②着実に事後の評価・検証を実施していくために、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。